

市・県民税の申告は 所得税 自分で書いてお早めに

申告相談・受付期間は、2月18日(月)～3月17日(月)

市・県民税と所得税の申告が始まります。もう準備はお済みでしょうか。今年の申告期間は、2月18日(月)から3月17日(月)までとなっています。

申告は、昨年1年間の所得の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。

あなたの正しい申告を期限内に行ってください。

問い合わせ先

- 市・県民税の申告
税務課市民税係 (☎⑤ 1134)
- 所得税の申告
伊勢税務署個人課税部門
(☎ 0596 ③ 3191)

市・県民税の申告

申告書は、前年の課税実績や課税資料などを基に、申告が必要であると思われるかたに送付されます。「申告書のかきかた」をよく読んで、期限内に申告を済ませましょう。申告相談は、表1の会場で行います。お気軽にお越しください。

指定日に都合の悪いかたは、2月18日(月)から2月21日(木)までの期間、市民文化会館4階・大会議室で、午前9時から午後4時まで受け付けます。

確定申告書は 国税庁ホームページで楽々作成

国税庁のホームページにアクセスし、画面の案内に従って必要項目を入力すれば、24時間いつでも簡単に確定申告書が作成できます。作成した申告書などを自分で印刷し、添付書類を添えて税務署や申告会場へ提出すれば、会場での待ち時間も省けます。ぜひ、ご利用ください。

国税庁ホームページ  <http://www.nta.go.jp>

表1 市・県民税の申告相談日と会場

相談日	地区名	会場	受付時間	相談日	地区名	会場	受付時間		
2月18日(月)	一丁目	市民文化会館 4階・大会議室	9:00～16:00	2月26日(火)	桃取	桃取健康管理センター	9:00～12:00		
	二丁目			2月27日(水)	答志和具	鳥羽磯部漁協和具浦支所	9:00～14:00		
	三丁目			2月28日(木)	答志	答志老人憩の家	9:00～15:00		
	四丁目			2月29日(金)	堅子	堅子老人憩の家	10:00～11:30		
	五丁目			千賀	千賀公民館	13:30～15:00			
2月19日(火)	堅神			市民文化会館 4階・大会議室	9:00～16:00	3月4日(火)	相差 畔蛸	鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設	9:00～15:00
	屋内					3月5日(水)	石鏡	石鏡公民館	9:00～11:30
	池上					国崎	国崎公民館	13:30～15:30	
2月20日(水)	大明東			市民文化会館 4階・大会議室	9:00～16:00	3月6日(木)	本浦	本浦公民館	9:00～11:30
	大明西					今浦	浦村農村婦人の家	13:30～15:00	
2月21日(木)	安楽島			市民文化会館 4階・大会議室	9:00～16:00	3月7日(金)	松尾 白木	松尾公民館	9:00～11:30
	高丘						若杉	岩倉老人憩の家	13:30～16:00
2月22日(金)	船津			市民文化会館 4階・大会議室	9:00～16:00	河内	岩倉老人憩の家		
2月25日(月)	幸丘					神島		神島開発総合センター	9:00～14:30
2月22日(金)	神島			神島開発総合センター	9:00～14:30	3月10日(月)	岩倉	坂手公民館	9:00～11:30
2月25日(月)	菅島	菅島漁村センター	9:00～15:00	坂手					

表2 確定申告の申告相談・受付日と会場

とき	会場・受付時間	地区名
2月18日(月)	市民文化会館 4階・大会議室	一丁目～五丁目・松尾 白木・答志・答志和具・桃取
2月19日(火)		堅神・屋内・池上・小浜 国崎・菅島・神島
2月20日(水)	9:00～12:00 13:00～16:00	大明東・大明西・坂手・安楽島 若杉・河内・岩倉・相差
2月21日(木)		高丘・船津・幸丘・浦村 石鏡・畔蛸・千賀・堅子

※税務署職員および税理士への相談を希望されるかたは、指定日にかかわらず2月18日(月)から20日(水)までの期間にお越しください。

表3 確定申告事前説明会

とき	会場・受付時間	対象者
2月6日(水)	市民文化会館 4階・大会議室	年金受給者
2月7日(木)		住宅借入金等特別控除 (新築対象者は、午後のみ)
2月8日(金)	10:00～12:00 13:30～15:30	

所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自分自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。

確定申告書は、前年の確定申告により所得税を支払ったかたや青色申告の届出をしているかたなどに、税務署から送付されますので、3月17日(月)までに申告してください。市内での確定申告説明会の日程は、表2のとおりです。

申告に必要な帳簿などの準備や添付書類の整理をして、期限内に申告を済ませましょう。

伊勢税務署では、いせシティイープラザ(伊勢税務署西隣)で、3月17日(月)まで(土曜・日曜日、祝日を除く)受け付けます。

申告に必要なもの

- 印鑑、筆記用具、計算機
- 源泉徴収票
- 事業、漁業、農業、不動産

所得を申告するかたは収支内訳書

- 国民年金を納めているかたは控除証明書

- 生命保険料控除を受ける場合
- 地震保険料控除を受ける場合
- 地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合
- 支払った医療費の領収書
- 保険金などで補てんされた金額の分かる書類

※領収書などの資料を基に、あらかじめ合計金額を計算しておいてください。

住宅借入金等特別控除を受けられる場合

- ① 住民票の写し
- ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ③ 家屋の登記簿謄(抄)本や請負契約書(写し)、売買契約書(写し)などで、家屋の取得年月日・床面積・購入の対価の額を明らかにする書類
- ④ 増改築の場合は、①②③以外に建築確認通知書(写し)、検査済証(写し)または、増改築等工事証明書
- ⑤ 中古住宅で取得の日以前20年(耐火構造は25年)を超えている建築物の場合は耐震基準適合証明書
- ⑥ 敷地などの購入に係る借入金などについて、この控除を

受ける場合は、その敷地などの登記簿謄(抄)本、売買契約書(写し)、分譲に係る契約書(写し)などで敷地などの購入の対価の額・取得年月日などを明らかにする書類

確定申告事前説明会

伊勢税務署では、公的年金などの受給者で確定申告書の作成方法が分からないかた、また平成19年中に住宅ローンを利用して新築されたかたを対象に確定申告事前説明会を開催します。

説明会では、説明を聞きながらご自分で申告書を記入していただき、完成した確定申告書を、その場で提出することができま。

通常の申告時期は混雑が予想されますので、ぜひご利用ください。

また、途中参加はできませんので、必ず開始時刻までにお越しください。

とき・ところ 表3参照

※住宅借入金等特別控除の対象者は、2月8日(金)の午後のみとなります。

※受付は開始30分前から行います。

平成19年分申告の主な改正点

損害保険料控除の改正と地震保険料控除の創設

地震災害に対する個人の備えによる将来的な負担の軽減を図るため、地震保険料控除が創設されます。

これに伴い、これまでの短期損害保険料控除が廃止され、控除限度額も改正されます。

減価償却制度の改正

平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産の経費の算入について、残存価額を廃止して、耐用年数経過時点まで1円まで償却することになりました。

また、これに伴い、償却率の改正も行われました。

ご注意ください

申告会場は、大変な混雑が予想されます。

収支内訳書の作成、医療費控除の計算などは事前に済ませてから申告会場へお越しください。また、申告の準備をされていないかたには、再度申告に来ていただくよう指導することがありますのでご了承ください。